

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年12月15日学長裁定)

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報公開実施要項（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この要項において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条から第26条に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課、学長政策推進室及び監査室をいう。</p> <p>(受付)</p> <p>第3 本学が保有する法人文書について、本学への来訪又は郵送による開示請求があった場合は、旭川医科大学総務課（以下「<u>総務課</u>」という。）において次の各号に定めるところにより受け付ける。</p> <p>(略)</p> <p>(開示等の検討)</p> <p>第4 学長は、法人文書の開示、不開示等（以下「開示等」という。）</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この要項において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課、学長政策推進室及び監査室をいう。</p> <p>(受付)</p> <p>第3 本学が保有する法人文書について、本学への来訪又は郵送による開示請求があった場合は、旭川医科大学情報公開室（以下「<u>情報公開室</u>」という。）において次の各号に定めるところにより受け付ける。</p> <p>(略)</p> <p>(開示等の検討)</p> <p>第4 学長は、法人文書の開示、不開示等（以下「開示等」という。）</p>

を検討するに当たっては、当該法人文書を保有する各部署の意見を求めるものとする。

- 2 第3第3号の規定により開示請求書の写しを送付された各部署は、旭川医科大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準（平成16年4月1日学長裁定）に基づき、当該開示請求書に記載されている法人文書の開示等について検討するとともに、検討結果を学長に報告する。なお、検討に当たって必要がある場合は、総務課と協議する。

(略)

(開示の実施)

第8 学長は、法人文書の開示を受ける者から次に掲げる申出書が提出されたときは、出来る限り開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- (1) 法第15条第3項の規定に基づく別紙様式第8—1号による開示の実施方法の申出書
 - (2) 法第15条第3項及び施行令第9条第2項の規定に基づく別紙様式第8—2号による開示の実施方法の申出書
 - (3) 法第15条第5項の規定に基づく別紙様式第9号による更なる開示の申出書
- 2 法人文書の開示は、総務課において、別表の左欄に掲げる法人文書の種別に応じ、同表中欄に掲げる開示の実施の方法により実施する。この場合において、必要に応じて当該法人文書を保有する各部署に協力を求めることができる。
- 3 前項の規定により開示を実施するときは、第9に規定する開示実施手数料を徴収する。

(略)

(審査請求)

第12 学長は、開示等の決定又は開示請求に係る不作為について審査

を検討するに当たっては、当該法人文書を保有する各部署の意見を求めるものとする。

- 2 第3第3号の規定により開示請求書の写しを送付された各部署は、旭川医科大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準（平成16年4月1日学長裁定）に基づき、当該開示請求書に記載されている法人文書の開示等について検討するとともに、検討結果を学長に報告する。なお、検討に当たって必要がある場合は、情報公開室と協議する。

(略)

(開示の実施)

第8 学長は、法人文書の開示を受ける者から次に掲げる申出書が提出されたときは、出来る限り開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- (1) 法第15条第3項の規定に基づく別紙様式第8—1号による開示の実施方法の申出書
 - (2) 法第15条第3項及び施行令第9条第2項の規定に基づく別紙様式第8—2号による開示の実施方法の申出書
 - (3) 法第15条第5項の規定に基づく別紙様式第9号による更なる開示の申出書
- 2 法人文書の開示は、情報公開室において、別表の左欄に掲げる法人文書の種別に応じ、同表中欄に掲げる開示の実施の方法により実施する。この場合において、必要に応じて当該法人文書を保有する各部署に協力を求めることができる。
- 3 前項の規定により開示を実施するときは、第9に規定する開示実施手数料を徴収する。

(略)

(異議申立て)

第12 学長は、開示等の決定に対し異議申立てがあったときは、情報

- 請求があったときは、情報公開委員会の意見を求めるものとする。
- 2 学長は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（別紙様式第12号）により行うものとする。
 - 3 前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、法第19条第2項各号に掲げる者に諮問した旨を別紙様式第13号により通知するものとする。
 - 4 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙様式第14号により審査請求をした者に通知するものとする。
- (略)

附 則

この要項は、令和3年12月15日から実施し、改正後の旭川医科大学情報公開実施要項は、令和3年12月1日から適用する。

別表（第8第2項，第9第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写した	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については140円）

- 公開委員会の意見を求めるものとする。
- 2 学長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、諮問書（別紙様式第12号）により行うものとする。
 - 3 前項の規定により情報公開審査会に諮問したときは、法第19条各号に掲げる者に諮問した旨を別紙様式第13号により通知するものとする。
 - 4 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙様式第14号により異議申立てをした者に通知するものとする。
- (略)

別表（第8第2項，第9第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）

<u>ものの交付（新設）</u>	<u>判については180円）</u> (新設)
ホ <u>撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	1枚につき120円（縦203mm, 横254mmのものについては, 520円）に12枚までごとに760円を加えた額
ヘ <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（新設）</u>	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額（新設）
ト <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（新設）</u>	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額（新設）

ニ <u>撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	1枚につき120円（縦203mm, 横254mmのものについては, 520円）に12枚までごとに760円を加えた額

2	マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
		ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
		ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円 (A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)
3	写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円 (縦203mm, 横254mmのものについては, 430円)
4	スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円 (縦203mm, 横254mmのものについては, 1,300円)
5	録音テープ (9の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
		ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6	ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7	電磁的記録 (5の	イ 用紙に出力したも	用紙100枚までごとにつ

2	マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
		ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
		ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円 (A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)
3	写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円 (縦203mm, 横254mmのものについては, 430円)
4	スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円 (縦203mm, 横254mmのものについては, 1,300円)
5	録音テープ (9の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
		ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6	ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7	電磁的記録 (5の	イ 用紙に出力したも	用紙100枚までごとにつ

項, 6の項又は8の項に該当するものを除く。)	のの閲覧	き200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付 (新設)	用紙1枚につき20円 (新設)
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク (日本工業規格X6241に適合する直径120ミリのトルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 (新設)	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 (新設)
チ 幅12.7mmのオーブ	1巻につき7,000円に1フ	

項, 6の項又は8の項に該当するものを除く。)	のの閲覧	き200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ホ 光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
ヘ 幅12.7mmのオーブ	1巻につき7,000円に1フ	

	ンリールテープに複写したものの交付	ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円, 10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテ	6,800円(16mm映画フ

	ンリールテープに複写したものの交付	ファイルごとに210円を加えた額
	ト 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円, 10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテ	6,800円(16mm映画フ

	ープに複写したものの交付	フィルムについては13,000円, 35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円, 35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(注)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては, 5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ, 2の項ハ又は7の項ハの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合。

別紙様式第1号(第3第2号関係)

別紙様式第2号(第5第2項関係)

別紙様式第3号(第5第2項関係)

別紙様式第4—1号(第6関係)

別紙様式第4—2号(第6関係)

別紙様式第5—1号(第5第2項関係)

別紙様式第5—2号(第5第2項関係)

	ープに複写したものの交付	フィルムについては13,000円, 35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円, 35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(注)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては, 5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ, 2の項ハ又は7の項ハの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合。

別紙様式第1号(第3第2号関係)

別紙様式第2号(第5第2項関係)

別紙様式第3号(第5第2項関係)

別紙様式第4—1号(第6関係)

別紙様式第4—2号(第6関係)

別紙様式第5—1号(第5第2項関係)

別紙様式第5—2号(第5第2項関係)

別紙様式第6号（第5第2項関係）

別紙様式第7—1号（第5第2項関係）

別紙様式第7—2号（第5第2項関係）

別紙様式8—1号（第8第1項関係）

別紙様式第8—2号（第8第1項関係）

別紙様式第9号（第8第1項関係）

別紙様式第10号（第10第2項関係）

別紙様式第11号（第10第4項関係）

別紙様式第12号（第12第2項関係）

別紙様式第13号（第12第3項関係）

別紙様式第14号（第12第4項関係）

【改正理由】

行政不服審査法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

別紙様式第6号（第5第2項関係）

別紙様式第7—1号（第5第2項関係）

別紙様式第7—2号（第5第2項関係）

別紙様式8—1号（第8第1項関係）

別紙様式第8—2号（第8第1項関係）

別紙様式第9号（第8第1項関係）

別紙様式第10号（第10第2項関係）

別紙様式第11号（第10第4項関係）

別紙様式第12号（第12第2項関係）

別紙様式第13号（第12第3項関係）

別紙様式第14号（第12第4項関係）